

第 5 章 資料編

第5章 資料編

1. 計画の策定体制

本計画は、障害福祉施策の総合的な推進や社会情勢の変化に対応した施策の再構築を図るため、津山市障害施策推進審議会、津山地域自立支援協議会において意見をお伺いするとともに、パブリック・コメントにおける市民からの意見等を踏まえ策定しました。

2. 津山市障害者施策推進審議会委員名簿

任期：平成26年3月1日～平成28年2月28日

委員名	役職名	
荒井 幸治	津山市手をつなぐ育成会	副会長
石原 正巳	岡山県津山児童相談所子ども支援課	子ども支援課長
江原 良貴	一般財団法人 江原積善会 積善病院	理事長
小川 友美	社会福祉法人 千寿福社会 障がい者支援施設 みすず荘	主任生活支援員
古金 広志	津山市身体障害者福祉協会	
佐々木 政子	津山市ボランティア交流会	監事
定岡 直美	特定非営利活動法人 じゃがいもの木	管理者
砂川 秀人	岡山県美作県民局健康福祉部福祉振興課	福祉振興課長
土井 京三	社会福祉法人 津山市社会福祉協議会	常務理事
仲矢 武夫	津山市民生・児童委員連合協議会	副会長
西村 将光	津山公共職業安定所専門援助部門	統括職業指導官
伴 治榮	特定非営利活動法人 津山しらうめの会	会計
牧野 恭典	社会福祉法人 津山みのり学園	理事長
宮崎 裕子	岡山県美作保健所保健課	総括副参事
薬師寺 明子	美作大学社会福祉学科	准教授

50音順 西村委員、石原委員は平成26年4月1日就任

3. 用語説明

訪問系サービスには下記の6つのサービスがあります。

居宅介護

ホームヘルパーが、障害のある人などの居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、調理、掃除・洗濯等の援助を行うサービスです。

重度訪問介護

ホームヘルパーが、重度の肢体不自由のある人で常に介護が必要な人の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、調理、掃除、洗濯等の援助や外出時における移動中の介護などを総合的に行うサービスです。

同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、移動を援護するとともに、必要な情報提供を行うサービスです。

行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害があり、常時介護を必要とする人に対して、ホームヘルパー等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護支援、外出支援を行うサービスです。

重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害があり、その介護の必要の程度が著しく高い人に対して、サービス利用計画に基づき居宅介護等の複数のサービスを包括的に行うサービスです。

短期入所

自宅において、障害のある人の介護をする人が病気等の場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援等を行います。

日中活動系サービスには下記の7つのサービスがあります。

生活介護

常に介護を必要とする人に、おもに日中に施設で、入浴、食事の介護や日常生活上の支援を行うとともに、創造的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

自立訓練（機能訓練）

身体障害のある人が地域生活を営むうえで、身体機能、生活能力の維持・向上のため、一定期

間、身体機能のリハビリテーションや歩行訓練等を行います。

自立訓練（生活訓練）

知的障害のある人や精神障害のある人が地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等のため、一定期間、食事等日常生活能力を向上するための訓練を行います。

就労移行支援

一般就労等を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や適正に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。

就労継続支援（A型）

事業所内において、雇用契約に基づく働く場を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、一般就労への移行に向けた支援も行います。

就労継続支援（B型）

一般企業や就労継続支援事業（A型）での就労経験があって、年齢や体力の面で就労が困難となった人などに雇用契約に基づかない、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関において医学的管理の下に、食事、入浴等の介護及び日常生活上の相談支援等を行います。

居住系サービスには下記の2つのサービスがあります。

共同生活援助（グループホーム）

一人暮らしをするには不安のある障害のある人に対して、地域において自立した日常生活を営むために、グループホームで日常生活上の相談や援助を行います。

施設入所支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援等のサービスを受ける人に日中活動とあわせて、入所施設において、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介助を行います。

相談支援サービスには下記の3つのサービスがあります。

計画相談支援

施設入所や入院から地域生活への移行を希望する障害のある人や、居宅・通所サービスを受け

ようとする障害のある児童に対し、福祉サービス、就労支援、教育、その他のサービスを含んだ生活全般にわたるサービス等利用計画を作成するサービスです。

地域移行支援

施設入所や入院から地域での生活に移行するための、住居の確保や新生活の準備等、退所（退院）後の生活を支えるサポート体制の確保について支援を行います。

地域定着支援

居宅において単身で生活している人や同居している家族による支援を受けられない障害のある人に対して、障害特性に起因して生じた緊急（夜間等を含む）の事態における連絡、相談等の必要なサポート体制の確保について支援を行います。